

長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自然災害による農業収入の減少等農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備え、地域の農業者の安定経営及び地域農業の維持を図ることを目的に、農業経営収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）第2条の規定による農業経営収入保険事業をいう。以下「収入保険」という。）への加入を促進するため、農業者が収入保険に加入する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、収入保険への新規加入（以下「補助対象事業」という。）を行い、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を町内に有する法人
- (2) 全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険に係る保険関係を成立させた者

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、収入保険に係る掛け捨て保険料（事務費、積立金、付加保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし5万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請等の委任)

**第5条** 補助対象者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領並びに返還（以下「交付申請等」という。）をするときは、静岡県農業共済組合長理事（以下「組合長理事」という。）に交付申請等を委任するものとする。

2 組合長理事は、前項の規定による委任を受けるときは、補助対象者から長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金委任状兼同意書（様式第1号。以下「委任状兼同意書」という。）の提出を受けるものとする。

(補助金の交付申請及び決定)

**第6条** 前条の規定により委任を受けた組合長理事（以下「受任交付申請者」という。）が、補助金の交付申請をしようとするときは、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 委任状兼同意書
- (2) 収入保険に加入したことを証明できるもの
- (3) 保険料明細一覧
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により受任交付申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請及び決定)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた受任交付申請者（以下「受任交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更若しくは中止するとき又は補助対象経費の額を変更するときは、速やかに長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 保険料明細一覧（変更箇所がわかるもの）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金変更承認（却下）通知書（様式第6号）により受任交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 受任交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 保険料支払明細一覧
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第9条** 町長は、前条の規定による実績の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により受任交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 受任交付決定者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払請求等)

**第11条** 受任交付決定者は、補助対象事業の完了前に補助金の概算払を受けようとするときは、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金概算払請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の概算払を受けたときは、補助対象事業が完了した後、精算しなければならない。

(交付決定又は確定の取消し)

**第12条** 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定若しくは確定の全部又は一部を取り消し、長泉町農業経営収入保険加入促進事業補助金交付取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は補助対象事業に関し虚偽又は不正な行為を行ったとき。
- (2) 保険料の未納等により被保険者でなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当であると認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

**第13条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定又は確定を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年1月1日から責任開始の収入保険に新たに加  
入した補助対象者に対する補助金から適用する。